

## 佐賀県告示第 120 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から氏名及び施術所の名称等を変更する旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

氏名及び施術所の名称		所在地		変更年月日
小池 俊児（Rising Trainers 整骨院）		旧	佐賀市高木瀬東二丁目 14 番 11 号	令和 5 年 6 月 1 日
		新	佐賀市富士町古湯 875 番地	
旧	大西 秀彦（鳥栖中央整骨院）	旧	鳥栖市大正町 752 番地 13	令和 5 年 3 月 29 日
新	大西 秀彦（鳥栖中央マッサージ）	新	鳥栖市藤木町 2456 番地 コンダクトレジデンス 鳥栖 502	